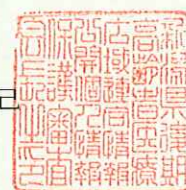


# 答 申 書

平成27年7月29日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 様

新潟県後期高齢者医療広域連合  
情報公開・個人情報保護審査会  
会長 澤 田 克 己



平成27年7月29日付け新広総第200号での諮問について、当審査会の意見は下記のとおりとする。

## 記

### 1 スマートウェルネスシティ総合特区に係る新潟市・三条市・見附市への診療報酬明細書等の提供について

(1) 実施機関内において保有する個人情報を必要な範囲内で実施機関以外に提供するもの（個人情報保護条例第8条第2項）

審査会の意見	新潟県後期高齢者医療広域連合が、スマートウェルネスシティ総合特区の申請団体である新潟市・三条市・見附市に対して診療報酬明細書情報等を提供することは、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。
--------	---

(2) 個人情報を収集した目的を本人へ通知をしないこととするもの（個人情報保護条例第8条第4項）

審査会の意見	本人への通知については、広域連合長の見解のとおり、通知をしなくともよいと認める。
--------	--

## 2 健康状況の分析に係る新潟市への診療報酬明細書等の提供について

(1) 実施機関内において保有する個人情報を必要な範囲内で実施機関以外に提供するもの（個人情報保護条例第8条第2項）

審査会の意見	新潟県後期高齢者医療広域連合が、新潟市で実施する健康状況の分析のために、診療報酬明細書情報等を提供することは、公益上の必要その他相当の理由がある。 なお、提供する個人情報の重要性を鑑み、本人の権利利益を不当に侵害することのないよう特段の配慮を求める。
--------	--

(2) 個人情報を収集した目的を本人へ通知をしないこととするもの（個人情報保護条例第8条第4項）

審査会の意見	本人への通知については、広域連合長の見解のとおり、通知をしなくともよいと認める。
--------	--

## 3 特定個人情報保護評価書（案）の第三者点検について

(1) 特定個人情報保護評価書（案）の第三者点検について意見を求めるもの（特定個人情報保護委員会規則第7条第4項）

審査会の意見	新潟県後期高齢者医療広域連合の特定個人情報保護評価書に記載された評価について、特定個人情報保護委員会が規定する特定個人情報保護評価指針等に照らし合わせ確認した結果、適合性および妥当性について適当であると認める。
--------	---